

# 2021年度 大森老人ホーム事業計画・予算

## I 事業運営の基本方針

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の拠点として地域に貢献し、その役割を担う。また、地域支援のネットワークに加わり、地域と共存する施設として、「養護老人ホーム」に求められる機能の維持向上に努める。

以下の基本方針を念頭に置いた施設運営を通じて法人理念の具体的実践に努める。

- 一、利用者の個々のニーズに応じた的確な支援を提供することができるように、組織の確立と職員の専門性の向上を目指す。
- 一、高齢者福祉施設としての特性を活かして、地域社会に貢献する施設運営を推進する。
- 一、施設利用者、地域社会、関係機関から信頼され期待される施設として、運営の質の向上と安定した経営の維持に努める。

## II 現状と課題・目標（中期的目標として取り組む課題）

### 1 利用者本位の支援の実践と支援内容の質の向上

- 養護老人ホームは自立した生活を送り、社会活動に参加するために必要な支援を行う施設と位置付けられている。しかし、日常生活がほぼ自立されている方がいる一方で、加齢に伴い自立度の低下や介護ニーズの高い方が増えている。
- また近年の入所者の傾向としては、認知症や精神疾患、介護認定された方など日常生活に困難を抱える方も増えている。このように生活自立度の個人差も大きい現状があり、個々の状況や状態に沿った個別支援の必要性がますます高くなっている。
- 今後、介護ニーズを抱える入所者のさらなる増加が見込まれることから、多様化している利用者支援の質や施設としての専門性の向上が求められている。そのため職員個々の専門的なスキルの向上に努め、仕事に対して意欲をもって臨むことができるように多様な職員研修を計画的に実施する。

### 2 地域社会から信頼され貢献できる施設として

#### (1) 地域住民が参加できる事業の充実

安定した施設運営には、地域社会の理解・協力及び地域のニーズを的確に把握して、その役割を果たすことが重要である。また施設利用者の自立支援とともに施設が有する機能を活用した事業を継続し、情報を発信することが求められる。さらに施設が持つ人材・施設・設備などが、地域力の貴重な財産として地域住民から信頼される拠点となることを目指す。

#### (2) 関係機関との連携の強化と継続

施設が有する各種機能を活用して地域の高齢者の在宅生活を支援する取組みを行うなど、地域包括ケアシステムの資源のひとつとして期待される役割を果たすことが求められている。地域のニーズに応えるネットワークの一員として適切な施設運営を推進する。

#### (3) コンプライアンス遵守の取組み

地域包括ケアシステムの推進にあたり、ネットワークの拠点機能を発揮するためには、

地域社会から信頼される施設でなければならない。そのため職員は法人理念・倫理に学び、社会規範を守り、関係法令の遵守に努め、社会的責任を果たす使命感の醸成に努める。

### 3 安定した経営基盤の確立

- (1) **的確な予算執行と将来に備えた資金の着実な積立及び積立金の計画的な執行**  
中期的な収支への影響を考慮しながら、安定的な収支を確保しつつ、利用者、社会、環境等の状況変化に即応した事業運営を図らなければならない。  
また、法人所有備品についても計画的更新ができるよう施設整備等積立金を積み増していく。
- (2) **非常時に備えた対策や事業継続計画の実効性を高める**  
新型コロナウイルスをはじめ、感染症、地震・火災などへの予防対策や備えはもとより、大規模災害を想定した事業継続計画（BCP）の実効性を高める不断の取り組みが求められている。
- (3) **東京都から建物貸与を受けた施設であることを踏まえた運営**  
東京都の決定を受けた自主運営施設の事業者として、責任を持ち、良質な事業運営と建物設備の計画的なメンテナンスを遂行する。  
また、築25年目を迎え施設整備の改修・更新を円滑に進められるよう、設備の劣化状況について東京都に情報提供し、中長期的修繕計画の調整・協議を行っていく。

### 4 新型コロナウイルス禍における施設運営

2020年の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、二度にわたる非常事態宣言の発令による行動自粛等は、施設運営に及ぼした影響は大きく、利用者および職員の感染防止策の強化と併せて、自立した生活にかかるフレイル対策、各種のクラブ活動及び地域貢献活動等の縮小・中止等を余儀なくされた。

2021年度においても引き続き感染予防策を講じつつ、可能な範囲での活動再開に向けた準備、体制づくりを進めるとともに、コロナ禍におけるこれまでの経験を活かしながら、「新しい日常化での施設運営のあり方」の視点から従来事業等の見直し、点検に努める。

## Ⅲ 2021年度 事業運営計画

### 1 利用者本位の事業運営

- (1) **利用者一人ひとりの状況に応じた個別支援計画に基づく支援の実践**
  - ア **支援計画に関わるPDCAサイクルの実践**
    - ① 適切なアセスメントを行い利用者個々の状態を把握していく。
    - ② 利用者の意思を尊重し、具体的な支援方針（長期目標）、短期目標を設定し支援計画を作成していく。
    - ③ 計画内容に即した支援を実践するため、ケース会議では各職種の専門的な視点から意見を集約し検討を深める。このプロセスを通じて職員の理解の共有化に努め、方向性を確認しながら支援計画(内容)を実践していく。
    - ④ 適切な支援計画の作成や更新、計画に沿ったサービス内容の経過、日々のモニタリングには本人の意思が反映されるよう配慮する。
  - イ **職員のスキルアップへの取り組み**
    - ① 法人の人材育成推進要綱の方針に基づきながら、サービス提供に必要な知識や技術を身に付けるため、外部の研修を活用して感染症の知識、認知症や精神障害者、ア

- ルコール依存症等に対応できるスキル習得を図る。
- ② 習得したスキルを現場で活かし、さらに向上させるよう、職員全体会等の機会に研修報告として発表、情報共有に努める。また施設内ミニ研修の機会を設けるなど、プレゼンテーション能力、指導力の向上につなげる。
  - ③ モラルやマナーの遵守として、サービスマナー向上の施設内研修や不適切ケアのセルフチェック等の振り返りをする仕組みづくりを行う。

## (2) 利用者の生活自立度の維持向上を図る支援の推進

### ア 利用者の健康状態の把握

- ① 利用者の健康管理として年2回の健康診断を実施する。
- ② インフルエンザワクチン、新型コロナウイルスワクチン接種を利用者の自己決定に基づき、接種可能な利用者を実施する。
- ③ 受診時の医療情報など、健康状態の的確な把握と体調不良時の早期対応に努める。

### イ 利用者本位の生活支援と実践

- ① 利用者アンケートを実施し、利用者の意見に配慮した施設運営に努める。
- ② 食事懇談会や食べ方クラブを定期的に行い、管理栄養士による栄養指導の継続と利用者の意見を把握しながら栄養状況を管理する。
- ③ 介護予防(運動機能の低下予防)を推進するため、理学療法士を中心とした機能訓練教室(“ホームDE元気”)を継続実施する。
- ④ 身体面・精神面の安定を捉えた介護予防事業の推進として、体操(“100オバンザイ体操”)やクラブ活動など多様なプログラムを実施する。
- ⑤ 毎朝のラジオ体操、口腔体操等で口腔機能の維持向上やフレイル予防(加齢に伴う気力等の低下予防)に取り組む。

### ウ 利用者の生活課題の多様化と複雑化した個別ニーズへの対応

- ① 介護ニーズは、介護保険サービスの利用など個々の生活課題に応じて対応する。
- ② 長年の習慣を改善する(入浴しない、片づけられない等)支援ニーズに対しては、中・長期的視点で無理のない支援に努める。
- ③ 自立度が高い利用者には、施設内・外での活動やシルバー人材センターに登録しての就労など、残存能力を最大限引き出し、自立の維持・向上を目標とする支援を行う。
- ④ 居室内環境を整え、利用者に適した福祉用具の設置等を行い、安心・安全で快適な生活環境に向けた取り組みを行う。
- ⑤ 地域社会での自立生活の可能性のある利用者については、個人の意思を尊重しつつ家族や実施機関と連携・調整しながら自立(在宅復帰)に向けた対応に努める。

### エ 集団生活場面による利用者相互への対応

- ① 生活習慣が異なる利用者の集団生活ではさまざまな問題も生じる。全体懇談会(偶数月)やフロア別懇談会(奇数月)を活用して施設内秩序の維持に努めるとともに、利用者の声を傾聴し、心情や意見・要望等の把握に努める。
- ② 第三者評価の受審による利用者の意識調査結果を活用し、利用者意向を把握するとともに、トラブルの未然防止に活用する。

## (3) 施設生活がより活性化する事業の実施

### ア 個別支援ニーズへの対応

個々の状況や意向、生活の継続を踏まえた工夫を心掛け、支援計画に沿った外出や買い物等の個別支援の対応に努める。

### イ 集団場面での支援

- ① 集いの場として、施設内「喫茶」を継続的に実施し、居室に閉じこもりがちな利用者の楽しみ、交流の機会提供と施設活動への参加促進に繋げていく。
- ② クラブ活動や季節ごとの行事は、利用者ニーズや目的、効果を検証し実施する。
- ③ 利用者の楽しみや喜びにつながる食事提供に向けて、引続き食の質の維持・向上のため給食会議を定例で開催する。

#### (4) 施設の秩序維持の支援

安心、安全な生活を継続するための施設のルールなどについて「生活のしおり」を活用するとともに、必要に応じて見直し、利用者への周知に努める。また、入所時には養護施設の特性を正しく理解するために丁寧な説明に努め、理解度に応じて繰り返し説明を重ねながら集団生活上の秩序を保てるよう努める。

#### (5) 事故の防止対策と環境整備

##### ア 転倒・転落・入浴等の事故への対応

- ① 共用部の照明などの環境対策、転倒予防のためスリッパを避け、踵の低い靴の着用を心がけ、筋力低下を予防する運動の奨励などを積極的に働きかけていく。
- ② 個別には、居室内への離床センサーの設置や電動ベッド、室内支柱、手すり、ポータブルトイレなどの福祉用具の積極的な導入と、フロアマットを敷くなどの対応をして骨折等大ケガにつながらない工夫をする。
- ③ また介助浴では、見守り・介助を含めて安心・安全に入浴できるよう職員が十分に留意していく。一般浴の入浴者には安全のため、一人入浴の禁止、浴室入口への名札掲示、職員の定時巡回(浴室点検)を継続し入浴事故の防止に努める。

##### イ. 環境整備

事故や感染症まん延を防止するためにも、館内の清掃・美化に努めるとともに掲示物などで注意喚起を行い、施設内環境の再点検・改善に留意する。

#### (6) 事業運営に関する評価、意見の把握と反映

- ア 福祉サービス第三者評価の受審、利用者アンケート、各種アンケート(外出支援の希望など)利用者懇談会(偶数月)、フロア別懇談会(奇数月各フロア)、食事懇談会(毎月1回)等を継続していく。また個別の外出支援の際には、利用者のニーズや意見・要望を把握し、サービス内容に反映させていく。
- イ 意見箱や日常的な意見、要望を含めた苦情に対しては、職員が利用者本位のもと、誠意を持って迅速かつ適切に対応する。
- ウ 客観的な立場である第三者委員の活用についても必要に応じて有効に機能できるよう努める。

#### (8) コンプライアンスの推進

利用者の人格を尊重し、明るく意欲的に業務を遂行する職員として、また地域社会から信頼される施設として、法人の行動指針に基づき次の周知・指導・啓発に努める。

- ・新規および有期契約職員を対象に、法人が定める「コンプライアンスルール(ガイドライン)」に則った行動姿勢の周知。
- ・定期的なセルフチェックの実施および個別指導を要する職員への適切な指導。
- ・利用者の人権・財産を守り、一層の地域に貢献する施設をめざし全職員が福祉事業従事者としての誇りと使命感を持てるよう、コンプライアンスを含めた基本的な行動規範等についての周知・啓発。

## 2 地域社会に貢献する事業運営

### (1) 地域社会とのきめ細かい関係づくり

#### ア 施設事業への地域住民の参加を促進し、多様な交流を通しての関係づくり

- ① 地域高齢者の利用が定着している食事サービス(ホーム DE ランチ)を継続する。また参加者のニーズや体調変化の把握に努め、地域包括支援センターへの情報提供に繋げる。

- ② パソコン教室などのクラブ活動への地域高齢者参加も積極的に呼びかけていく。
- ③ 子供食堂等への綿菓子提供などの後方支援を継続していく。
- ④ 近隣の小・中・高校生の登校見守りボランティアや公園のごみ拾いなどを継続していく。
- ⑤ 子ども映画会の開催（年3回）、地域の各種教室などへの施設開放を行う。
- ⑥ 保育所や幼稚園、小学校、交通少年団などとの交流行事を積極的に行う。
- ⑦ 中学校の職業体験の受け入れや、高等学校の授業の科目履修の受け入れから交流を深める。

#### イ 施設機能を地域に発信していく取り組み

- ① 大森本町在宅サービスセンターと協働して関係町会等の地域見守り訓練に参加する。
- ② おおたフェスティバル(大田区産業まつり)に出店参加する。
- ③ 夜店フェスティバル（近隣商店街のイベント）に出店参加する。
- ④ 地域包括支援センターと協働し、都営住宅の利用者ニーズに合わせてボランティア活動（「ゴミ捨て隊」）を行っていく。
- ⑤ 高齢者福祉の拠点として、地域包括支援センターや民生委員と連携に努める。

#### ウ ボランティアの活用

- ① 活動を通じて意思疎通を深め、利用者支援の充実と地域との関係づくりに繋げる。
- ② 喫茶などの日常の活動やクラブ活動を通して、ボランティア自身の意欲向上を支援する。
- ③ 新たなボランティア（傾聴・外出・様々な音楽等）を受け入れ利用者の活力に繋げる。

### (2) 関係機関との連携を強化し、地域ニーズに対応する協力関係の構築に努める

#### ア 地域の福祉ニーズへの理解促進と協力関係の構築

- ① 措置機関から情報を収集し、入退所調整や対象者ニーズの把握に努める。
- ② 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、サービス提供事業者などとの関係を強化し、地域の福祉ニーズ等の理解を深めるとともに協働に努める。
- ③ 関係機関との情報交換などにより、養護老人ホームの役割をアピールするとともに、併設する大森本町高齢者在宅サービスセンターの指定管理が今年度で終了することを踏まえ、施設が行ってきた今までの地域高齢者等との交流活動経験や施設機能を活用した介護予防事業等の展開について検討を行う。
- ④ 社会福祉法人は、地域と共存することが不可欠である。地域包括ケアシステムにおける施設のもつ拠点機能を生かし、関係機関との情報共有をしていく。
- ⑤ 区内他法人（社会福祉法人 大田幸陽会、同 池上長寿園）と連携し、地域包括システムの構築と一層の推進に努める。

## 3 事業を支える安定した経営

### (1) 効率的な施設運営と必要経費の積立

#### ア 定員の充足を図り、安定した収入確保に努める

- ① 実施機関との情報交換を密にしながら要措置対象者の状況把握を行い入所につなげていく。
- ② 求められる機能や役割を理解し、処遇困難ケースも可能な限り受け入れ、適切にサービス推進費を確保していく。

#### イ 予算執行管理

- ① 予算執行管理を適切に行い、経年変化だけでなく後年度負担への影響について、社会情勢や制度の動向等も考慮して対応する。また、消費税、措置費、補助金、光熱水費、諸物価等の変化等、多角的な分析視点をもって予算管理に努める。

#### ウ 経費削減の取り組み

- ① 光熱水費全般の使用量、費用の推移を把握し節約となる対応を心がけていく。
- ② 新規設備備品の導入・更新には費用対効果・コスト削減・省エネ・環境等に十分な配慮をもって対応する。

#### エ 経年劣化による設備更新等の増大

- ① 設置から24年が経過し、当初からの設備備品は耐用年数を超過しているため、専門業者による点検を行い、保守保全や更新の必要性等について適切な現状把握を行い故障予防に努めていく。
- ② 点検結果を踏まえて、東京都との協議や、所要経費に充当する積立金の積立・取崩の計画を検討していく。

#### オ 東京都等との協議

- ① 東京都の建物・設備であり、大田区との複合施設である特殊性を踏まえ、大森本町高齢者在宅サービスセンター指定管理終了後における施設設備管理に関する適正な費用分担について東京都及び大田区との協議を適切に行う。

## 4 職員の育成

### (1) 計画的な職員育成指導の強化

#### ア 自己申告制度を活用した個別の業務目標の設定と職員指導

経験年数や職層によって必要となるスキルは異なってくるため、個人面談を通して具体的な目標設定とその実現に向けた指導に努める。必要に応じて面談を重ね、個々の意思を確認しながら離職防止につなげていく。

#### イ OJTの強化

##### ① 新任職員に対するOJTの強化

指導担当職員を選任し、個々の指導ガイドラインの作成によって育成達成目標を明らかにし、適切な面談機会を設けて日常的な指導体制を通じて、職員の育成に努める。

#### ウ 研修計画

- ① 研修計画を作成し、支援・介護技術を高める研修への参加を促し、職員の個別能力向上に努める。

### (2) 体系的な職員研修の計画と実施

#### ア 専門性の向上

- ① 職員の経験年数・業務内容・職層に応じ必要となるスキルの向上を図るために、各種の研修への参加を計画的に行う。
- ② 個別の研修計画により、各職員のコミュニケーション力やソーシャルワーク力などのスキルや意欲の向上を図る。
- ③ 資格取得支援制度を活用した資格取得を奨励する。

#### イ 施設内研修の強化

- ① 毎週火曜日に定例化している職員全体会を有効に活用した研修を継続実施する。
- ② 職員全体会では職員会議や職員研修（研修報告含む）を実施する。具体的には、人権尊重や権利擁護、サービスマナー、法人理念の具現化への取り組み、実技を交えた感染症予防への取り組みなどを実施する。
- ③ 外部研修参加者には、研修体験の報告を通じて、職員全体に成果をフィードバックさせ現場のスキルアップを図る。
- ④ 特別養護老人ホームへの入所基準は、要介護3から5の認定を受けていることが原則的な要件となっている。そのため養護老人ホームでは、要介護者の重度化、認知機能の低下、精神疾患などの支援ニーズが増加傾向にあり、専門的な研修を計画的に実施する必要がある。

#### ウ 外部研修の活用

- ① 東京都や東京都社会福祉協議会等の主催する研修へ計画的に参加する。
- ② 人権や個人情報保護等の法令遵守、安全衛生管理、感染症予防・介護技術など基本的事項に加え、特に重視すべき内容の研修には積極的に参加する。
- ③ 有期契約職員もチームケアの一員として積極的に外部研修の受講を促進する。

## 5 リスクマネジメント

### (1) 危機管理意識・危機対応の周知と実践力の強化

#### ア 災害対策と事業継続

- ① 消防計画、事業継続計画や各種マニュアル等を即応性のあるものにするため、毎月1回以上の実施訓練を通じて、職員の実践力を高めていく。複合施設全体の総合防災訓練に参加して他組織との連携・協力を努める。
- ② 事業継続に必要な非常食や物品などの適切な補充と検証を行う。ノロウイルスや新型インフルエンザ等感染症対策、誤嚥対応、救命救急、火災発生時の初期行動など、具体的な行動に結びつく訓練・教育を継続実施する。
- ③ 非常時における即応力を高めるため、職員の理解につながる「しおり・資料作成」等を検討する。
- ④ 帰宅困難者を想定し、対策について消防計画へ反映させる。

#### イ 感染症対策、安全管理の取り組み

- ① 毎月開催する感染症対策委員会では、利用者・職員の体調変化や近隣地域の状況を報告し、予防に努める。感染症発生時は随時開催し保健所等と連携しながらまん延防止対策を講じる。
- ② 特に居室、食堂、浴室の共有スペースは、年間を通じて安全衛生管理・感染予防対策を徹底に努める。
- ③ 感染症対策に必要な物品は、有事に備え常に必要量を検証し確保する。

#### ウ 利用者の事故防止対策

- ① ヒヤリハット・軽微事故については、毎朝の申し送り時に確認し、対応策を検討する。直ちに対応策が講じられない事項については、リスクマネジメント委員会で検討して再発防止に努める。
- ① リスクマネジメント委員会は毎月1回開催し、前月の発生重要事案の検証と対策を講じ、重大事故の発生及び再発の未然防止に努める。
- ② 事故防止対策において、特に重要な事項については利用者にも周知する。

## 6 養護老人ホームの今後の在り方検討

### (1) 今後の事業展開

養護老人ホームの役割において、重度化する要介護者や認知機能の低下、精神障害の高齢者への対応をはじめ、社会福祉法に定める地域ニーズの把握や貢献など、時代の要請に向き合い、期待に応える施設機能の充実・強化の方向を目指す。

## IV 組織

組織図 (大田区立大森本町高齢者在宅サービスセンターも含む)

